

今月のコンテンツ

〔 経営のお役立ち情報 〕

- I. インボイス制度 シリーズ4
- II. 前払費用と繰延資産について
- III. S B I R - 中小企業技術革新制度 -

〔 今月のトピックス 〕

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月のブックマーク
- ・一時支援金のお知らせ

I インボイス制度

— シリーズ4 適格請求書の記載内容とは？ —

TFGニュース9月号より連載でインボイス制度についてご説明させていただきました。今月号では消費税の仕入税額控除を満たす現行の請求書記載事項とインボイス制度適用後の適格請求書の記載事項との違いについてご説明させていただきます。また、一部の事業者については適格請求書にかえて適格簡易請求書の発行が認められており、また、経過措置の対応や適格請求書等がなくても消費税の仕入税額控除が認められる場合をご説明させていただきます。

■ 現行の請求書の記載事項

現行の消費税仕入税額控除の要件を満たす請求書記載事項は以下の通りです。

- (1) 書類の作成者の氏名又は名称
- (2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- (3) 課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容（軽減税率はその旨も記載）
- (4) 課税資産の譲渡等の対価の額（税率の異なるごとに区分した税込み対価の額）
- (5) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

■ 適格請求書の記載事項

インボイス制度が始まり消費税仕入税額控除の要件を満たす適格請求書の記載事項は以下の通りです。

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み及び適用税率）
- (5) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- (6) 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）

■ 適格簡易請求書

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります）その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業については適

格請求書にかえて適格簡易請求書を発行することができます。
適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の違いは、上記の適格請求書の記載事項のうち、(5)を省略したものです。

■ 現行の請求書で経過措置を受ける要件

TFGニュース9月号でご説明させて頂いた一定額のみ消費税の仕入税額控除ができる経過措置を受けるには現行の「区分記載請求書等」と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

■ 適格請求書、適格簡易請求書以外で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書、簡易適格請求書の保存以外に、帳簿のみの保存で消費税の仕入税額控除が認められる場合とは下記の通りです。現行では「3万円未満の課税仕入」、「請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」には、帳簿の保存のみで仕入税額控除を認めておりましたがこの措置は廃止になるのでご注意ください。

- (1) 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- (2) 適格簡易請求書の記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- (3) 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者以外からの棚卸資産として購入した古物
- (4) 質屋を営む者が適格請求書発行事業者以外からの棚卸資産として取得した質物
- (5) 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者以外からの棚卸資産として購入した建物
- (6) 適格請求書発行事業者以外からの棚卸資産として購入した再生資源及び再生部品
- (7) 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入
- (8) 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り）
- (9) 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

※令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート致しました。
令和5年10月1日の施行日に登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。**TFG**では今後の皆様の申告時期に合わせて、順次、提出有無の確認等申請の提出を実施して参ります。早めにご提出をご希望の方その他免税事業者様でご不明な点等ご相談がございましたら、その都度ご対応させていただきますので弊法人の巡回分担者までお問い合わせくださいませ。

II 前払費用と繰延資産について

— 似て非なるものの相違点 —

前払費用と繰延資産はいずれも費用性資産であり、適性な期間損益計算を行うための資産で、その支出の効果が長期にわたるものという点でも共通しています。では、前払費用と繰延資産の違いは、どこにあるのでしょうか

今回は前払費用と繰延資産について、それぞれの違いや税務上の考え方をご説明したいと思います。

■ 前払費用と繰延資産とは何か

前払費用と繰延資産は、どちらも費用がすでに支出されている点では同じものです。違いは役務の提供いわゆるサービスの提供が済んでいるかどうかにあります。

1. 前払費用とは

前払費用は、一定の契約に基づいて継続してサービスの提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了の時点においてまだ役務の提供を受けていない部分に対応するものをいいます。前払費用のなかで1年を超える期間にわたるもの、つまり来期以降の事業年度にわたるものを長期前払費用といいます。

法人の支出する費用では、例えば以下が該当します。

前払保険料、前払地代家賃、前払割賦手数料、前払広告料 等

2. 繰延資産とは

繰延資産は、すでに役務の提供が一部始まっている支出のうち、支出の効果が1年以上に及ぶものをいいます。

法人の支出のなかでは、例えば、創立費、開業費、権利金、社宅の礼金 などがあります。また、繰延資産は会計上の扱いと税務上の扱いが異なるので注意が必要です。

会計上、繰延資産という勘定科目での計上が認められるのは以下の5科目となっています。

創立費、開業費、株式交付費、社債発行費(新株予約権付社債を含む)、開発費

他方、法人税法では、法人が支出する費用であって、その効果が支出の日以後1年以上に及ぶもので資産の取得のために要する費用や前払費用を除くものと定義されています。上記の例でいえば、権利金、社宅の礼金などが該当します。そのため、会計上の繰延資産よりもより広い概念になっているといえます。

税務上の繰延資産は中小企業の会計に関する指針では「投資その他の資産」に長期前払費用等として計上することになります。

なお、20万円未満の費用については、支出時に全額費用として処理をして良いことになっています。礼金、権利金で問題となることが多い事項となります。

■ 短期前払費用の特例

会計上は法人が支出する費用で、まだ役務の提供を受けていないものについては役務の提供期間でその効果である収益と費用が対応するように、その費用を各会計期間に分けて計上することとされます。

法人税法上も、原則として同じ考え方をしますが、支払日から1年以内に受ける役務の提供にかかる費用については、継続適用を要件に「短期前払費用の特例」という制度があります。役務の提供を受ける前の部分も当期の費用として処理することができる、すなわち支出時に全額費用に計上できます。例として来期分の地代家賃の年払いが該当します。

ただし、借入金を預金、有価証券などに運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、例え1年以内の短期前払費用であっても、支払時点で損金の額に算入することは認められません。また、適用可否については、財務への影響等も考慮して総合的に判断する必要があります。

■ 消費税の仕入税額控除の時期について

支出した費用が消費税の課税取引であるときは、消費税の仕入税額控除の時期が論点となります。ここでも役務の提供の時期がポイントになります。

前払費用は、役務の提供がされたタイミングで、すなわち期間の経過に合わせて消費税を認識しますが短期前払費用の特例の適用を受けている場合には、その支出のタイミングで仕入税額控除を認識します。繰延資産については、資産の譲受や役務提供など、その内容ごとのタイミングにおいて消費税を認識することとなります。

以上、前払費用と繰延資産について会計および税務上(法人税・消費税)の扱いをみてきました。両者については仕訳上、似たような性質をもつもので、比較され違いを問われると明確な答えが出にくい代表格ともいえます。両者は似て非なるもので、突き詰めるといろいろ考えなければならないことがあり、注意が必要なテーマでもあります。

厚生労働省情報コーナー

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が2022年1月1日より開始されます。複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること②2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であることの要件を満たす場合に本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)になることができる制度です。

Ⅲ SBIR

— 中小企業技術革新制度 —

中小企業技術革新制度(SBIR制度)は、中小企業者及び事業を営んでいない個人(中小企業者等)の新たな事業活動の促進を図るために創設されました。国の研究開発事業について、中小企業者等に参加を促す機会の増大を図るとともにそれによって得られた研究開発成果の事業化を支援するものです。

具体的には、研究開発のための補助金、委託費等の中から、中小企業者等が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを選び、SBIR特定補助金等として指定します。毎年度、実効性のある支出機会の増加を図るため、指定したSBIR特定補助金等における中小企業者等向け支出目標額が定められています。

また、SBIR特定補助金等の交付を受けた中小企業者等はSBIR特定補助金を受けて研究開発を行い、その成果を事業化する際に様々な支援策が用意されています。

■背景

制度が創設された平成10年当時は、バブル経済崩壊後の痛手の中で実質経済成長率もマイナス2%を記録し、全産業ベースで開業率が廃業率を下回り、企業数減少の状況にありました。

その一方で、アメリカでは雇用者数の伸び率も高く、実質経済成長率も4%を超え、開業率が廃業率を上回り、好調な経済状況を維持していました。アメリカでのベンチャー企業の活況は、中小企業政策の一つのSBIR制度が一因として考えられていました。

このような状況で、米国 SBIR 制度を模範とした制度の日本への導入についての機運が高まり、平成 10 年 12 月 11 日に新事業創出促進法に盛り込まれ、翌年、平成 11 年 2 月 16 日から施行されました。

■日本の運用とアメリカとの違い

アメリカでは年間外部研究開発予算が 1 億ドル以上の省庁に 2.5%を拠出することを法律で義務付けていることです。日本円換算で約 2,000 億円を技術開発に投じています。また初期の不確かなアイデアの試作品を作ってもらい、その段階で実用性の可否を可能にしています。さらに、政府調達という形で政府が最初の顧客になり、政府に採用されたということで民間のベンチャーキャピタルを呼び込むことにつながっています。

その結果、一科学者がベンチャー起業家へと誘導しています。有名なところでは掃除機のルンバのアイロボットの研究開発、通信・半導体関連のクアルコム社など世界的会社のいくつもの革新的な「技術」をユニコーン（評価額が 10 億ドル以上の未上場のスタートアップ会社）へと開花させてきました。

翻って日本ではどうでしょう。内閣府などによると、イノベーションには多様性が重要ですが、現在の制度では「特定補助金」が各省の積上げになっているため、バランスが偏り戦略的に実施されているとはいえません。さらに、初期段階に支援して、芽が出たものに支援を重ねていく段階ごとの支援がイノベーションは重要ですが、初期段階の※1 フィージビリティ・スタディや※2 プルーフ・オブ・コンセプトの支援が手薄です。中小企業者等の経営強化などには貢献できてもイノベーション創出まではつながっていないのが現実です。

従って、現在、法改正により連続性のあるものにブラッシュアップされたもので運営が始まっています。

※1 実現可能性や収益可能性を調査・検討すること

※2 新たな概念やアイデアの実現可能性を示すために簡単かつ不完全な実現化を行うこと

■特定補助金

総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省と 5 つの省庁が参加しています。各省庁において 3 次補正予算における特定新技術補助金等が発表されておりテーマごとの委託費や補助金が用意されています。まずこの特定補助金を獲得するための審査に通ることが前提で次のメリットを享受できることとなります。

■メリット

1. 日本政策金融公庫から低金利での資金調達が可能
2. 研究開発事業の成果における特許の特許料の減免
3. 信用保証協会の債務保証枠の拡大
4. 国などの入札への参加が可能
5. 中小企業投資育成会社からの投資枠が拡大
6. J-GoodTech(ジェグテック)への掲載が可能
7. 小規模事業者設備導入資金助成法の特例が適用される

いまだ日本版 SBIR 制度は成果があまり上がっているとは言えませんが法改正を重ね少しずつ利用しやすく変わってきています。この制度を活用し日本でも新たなイノベーションを興し、世界的なユニコーンを見出すことができると期待したいところです。



今月のブックマーク

マイナンバーカード発行の普及が進まず、第2弾のマイナポイントが閣議決定しました。内容はこのホームページにて新たに更新されますのでご参考になさってください。

「マイナポイント」

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

一時支援金のお知らせ

大阪府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（インフルエンザ等のところをコロナを適用）に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国の月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給されます。

- 対象者 大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等
※「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の住所地（納税地）を言います。
- 対象要件 国の月次支援金（4月～8月のいずれか）を受給していること
※対象月において以下の協力金の支給対象者ではないこと
大阪府営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金、及び他の都道府県が実施する同種の協力金
※国の月次支援金が対象となる以下の支援金を受給していないこと
大阪府酒類販売事業者支援金、他の都道府県が実施する同種の支援金
他の都道府県が実施する国の月次支援金への上乗せ支援金
- 支給額 中小法人等 50万円
個人事業者等 25万円
- 申請期間 令和3年11月5日（金）から12月24日（金）

年末・年始 休業のお知らせ：令和3年12月30日～令和4年1月4日（5日より通常通り）

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG ニュース編集担当 藤本 清